

株主の皆様へ

宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11

東 洋 刃 物 株 式 会 社

代表取締役社長 高 橋 允

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、まことにお手数ではございますが、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後4時40分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号
パレス宮城野2階 はぎの間
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第139期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第139期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更（本店所在地に関するもの）の件
- 第3号議案 定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyoknife.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日は、当社の役員および従業員はノーネクタイの軽装（クールビズスタイル）にて対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

第139期 事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和政策が継続するなか原油安によるコスト削減効果が企業収益の改善にもつながり、設備投資に底堅さはあったものの、個人消費は鈍く、停滞感から抜け出せない状況で推移いたしました。世界経済は、総じて堅調に推移したといえる米国経済に対し、中国経済の減速基調は変わらず、ユーロ圏経済も追加金融緩和政策を発表するなど停滞しており、新興国の景気刺激策に一定の効果は見られたものの回復には至っておらず、先行き不透明感のある状況となっております。

このような状況のなかでの当社グループの業績は、機械刃物及び機械・部品においては、産業用機械及び部品のうち機械部品関連の減少やその他に分類される品種の低迷はありましたが、主力の情報産業用刃物が順調に推移したのを始め、鉄鋼用刃物の大口案件の貢献、製紙パルプ用刃物も継続して堅調に推移しました。

緑化造園においては、主力の管理業務に加え大口案件を含んだ造園工事も増加し、損益面においても工期改善の取り組み効果もあり順調に推移しました。

その結果、売上高は49億10百万円と前連結会計年度に比し0.2%の増加となりました。

損益面におきましては、人件費増等の影響もあり、営業利益は2億62百万円（前連結会計年度比7.0%減）となり、資本業務提携に係る費用を処理したことにより経常利益は1億84百万円（前連結会計年度比23.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億39百万円（前連結会計年度比25.0%減）となりました。

かかる状況でございますが、本格的な業績の回復までには至っておりませんので、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、当事業年度の剰余金の配当につきましては無配とさせていただきます、なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

〔別 表〕 セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減(△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
機械刃物及び機械・部品	4,464	91.1	4,461	90.9	△3	△0.1
緑 化 造 園	437	8.9	448	9.1	11	2.7
合 計	4,902	100.0	4,910	100.0	7	0.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は51百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

<当 社>

富 谷 工 場: 空調機関連一式

<子会社>

株式会社トオハ: CNC旋盤

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充・改修

NC刃付研削盤、円筒研削盤

③生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または災害等による減失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

平成28年3月31日に第三者割当による新株式を発行し、これにより400百万円を調達いたしました。

また、同日付で転換社債型新株予約権付社債を発行し、これにより200百万円を調達いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第136期 平成25年3月期	第137期 平成26年3月期	第138期 平成27年3月期	第139期 平成28年3月期
売 上 高 (百万円)	4,616	4,755	4,902	4,910
経 常 利 益 (百万円)	△236	△105	241	184
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	73	203	186	139
1株当たり当期純利益(円)	7.39	20.39	18.69	139.97
総 資 産 (百万円)	5,429	5,255	5,658	6,132

(注) 1株当たり当期純利益 (円) について

平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度末において、手許資金残高に比して1年内返済予定の長期借入金残高の水準が高いため、取引金融機関から約定どおりの期日に一括返済を求められた場合、その返済に支障を来すことから継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当社は、1年内返済予定の長期借入金のうち平成28年7月末に返済期日を迎える金銭消費貸借契約について取引金融機関とリファイナンスに向けた協議を行った結果、平成28年7月末に当該契約をリファイナンスし、当社との間で一部をコミットメントライン、一部をタームローンとして新たなシンジケートローン契約を締結することについて取引金融機関からの合意を得ております。その結果、コミットメントラインは短期借入金として返済期日ごとに1年の延長が可能となり、また、タームローンは期間5年の長期借入金として翌連結会計年度における約定の元金返済額が返済可能な水準にまで減額されるため、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性はないものと判断しております。

今後の見通しにつきましては、世界経済が不透明な状況にあるなか、円高傾向による輸出への影響や、内需の停滞感も継続することが想定され、足踏み状態が続く可能性も見込まれます。

こうした環境の中、当社グループといたしましては、高付加価値製品への傾注を柱とした中期経営計画の達成をめざして、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント

各事業セグメントに属する主要な製品・工事の内容

事業セグメント	主要製品・工事
機械刃物及び機械・部品	鉄鋼用刃物・合板用刃物・製紙パルプ用刃物・情報産業用刃物・製本用刃物 産業用機械及び部品（研削盤、スライドウェイ、各種カッターおよびユニット等）
緑 化 造 園	造園工事・管理受託業務・法面工事・土木工事・建築工事

(7) 企業集団の主要拠点

<当 社>

営 業 所	東京・大阪・名古屋・仙台・広島 国際事業所（東京都中央区）
工 場	富谷工場（宮城県黒川郡富谷町）
海外事務所	クアラルンプール

<子会社>

会 社 名	本 社 住 所
株 式 会 社 ト オ ハ	宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目3番5
熱研工業株式会社	川崎市川崎区田町三丁目7番13号
東洋緑化株式会社	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号
上海東優刃物国際貿易有限公司	中国上海市外高橋保稅区英倫路38

(8) 企業集団の使用人の状況

従業員数	前期末比増減(△)
244 名	7 名

(注) 上記は、就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ト オ ハ	26百万円	100.0%	工業用金属製品の製造、加工、販売
熱研工業株式会社	40	100.0	工業用金属製品の製造、加工、販売
東洋緑化株式会社	25	98.8	緑化造園ならびにこれに付帯する土木工事
上海東優刃物国際貿易有限公司	21	100.0	工業用機械刃物等の販売

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 常 陽 銀 行	1,026 百万円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	1,022
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	303
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	290

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,575,072株 (自己株式2,228株を除く。)
- (注) 1. 平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。
2. 平成28年3月31日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数が577,300株増加しております。
- (3) 当事業年度末の株主数 1,259名
- (4) 上位11名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	5,773 ^{百株}	36.65 %
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	495	3.14
株 式 会 社 常 陽 銀 行	495	3.14
東 洋 刃 物 社 員 持 株 会	327	2.07
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	280	1.77
株 式 会 社 仙 台 ビ ル デ ィ ン グ	235	1.49
松 井 証 券 株 式 会 社	216	1.37
道 端 良 行	214	1.35
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	200	1.26
株 式 会 社 仙 台 放 送	200	1.26
日 本 高 周 波 鋼 業 株 式 会 社	200	1.26

(注) 持株比率は、自己株式 (2,228株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年3月31日付発行の当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債200百万円に付された新株予約権の内容は、次のとおりであります。

- | | |
|--------------------|--|
| ① 新株予約権の数 | 2個 |
| ② 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| ③ 新株予約権の目的となる株式の数 | 行使に係わる本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。 |
| ④ 転換価額 | 当初693円（転換価額は一定の条件の下、調整される） |
| ⑤ 行使期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
高橋 允	取締役社長（代表取締役）	東洋緑化株式会社代表取締役 会長
渡辺 修一	常務取締役製造部長 （製造担当）	
我妻 正仁	常務取締役（営業担当）	熱研工業株式会社代表取締役 社長 上海東優羽物国際貿易有限公 司董事長
清野 芳彰	常務取締役（本社担当）	
早川 二郎	取締役	
前田 晋也	取締役営業部長	
久保 雅義	取締役管理部長	
金野 進勉	常勤監査役	
鎌田 宏	監査役	株式会社七十七銀行代表取締 役会長 株式会社仙台放送社外取締役
木田 恭弘	監査役	

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

- (1) 平成27年6月26日 第138期定時株主総会において、前田晋也、久保雅義の両氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - (2) 平成27年6月26日 第138期定時株主総会終結の時をもって、庄子公侑氏は取締役に退任いたしました。
2. 取締役早川二郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 3. 監査役鎌田宏、木田恭弘の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 常勤監査役金野進勉氏は、当社の営業部門、本社総務部門、開発部門等で広くその実務を45年間務める一方で、中小企業診断士の資格を持ち、会社経営全般に関して相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8名 37,260千円 (うち社外取締役 1名 1,110千円)
監査役 3名 8,670千円 (うち社外監査役 2名 2,220千円)

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役鎌田宏氏は、株式会社七十七銀行の代表取締役会長であり、株式会社七十七銀行は、当社の株主であり、主要な借入先でもあります。

また、同氏は、株式会社仙台放送の社外取締役を兼務しており、株式会社仙台放送は、当社の株主であります。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	早川 二郎	当事業年度開催の決算取締役会を含む取締役会21回のうち、6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	鎌田 宏	当事業年度開催の決算取締役会を含む取締役会21回のうち、2回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会7回のうち、3回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	木田 恭弘	当事業年度開催の決算取締役会を含む取締役会21回のうち、6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会7回のうち、7回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に「社外取締役」および「社外監査役」と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定め、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とすることにしておりますが、現時点では、責任限定契約を締結しておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に「会計監査人」と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定め、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とすることにしておりますが、現時点では、責任限定契約を締結していません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

年間 22百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年間 22百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由について、当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(4) 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、下記に定めた「経営の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制いわゆる内部統制システムの構築および整備に努めております。

① 経営の基本方針

当社は、機械刃物及び機械・部品の製造・販売会社として、法令遵守のもとにお客様の信頼と満足を得られる製品の提供により社会に貢献するとともに、企業内においては参画と協調により活力ある職場を築くことを経営の基本理念とし、流動化する経済状況の中で「顧客志向のモノづくりを心掛け、技術力競争力を強化し、産業構造の変化に対応し、経営基盤の安定を図る」ことを中期経営計画の基本方針と位置づけて経営に取り組んでおります。

② 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」「稟議規程」及び「文書管理規程」などに基づき取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務に係わる情報などを適正に保存、管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

③ 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムの構築・整備に関する基本方針を定めるとともに、システムの構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にしております。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の推進に伴って生じうるリスクを担当部署において詳細に把握・分析し、対応策の検討を行い稟議または取締役会や経営会議において審議の上決定しております。

経営上の問題、利益計画進捗上の問題、海外取引に係わる問題等については各担当部門が実務を担い、月次の経営会議に報告し全社的な管理を行っております。

製品品質に係わるリスクについては、品質保証システムにおける「品質マニュアル」に基づき日常的に管理しております。

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じ随時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

また、各部門を担当する部長、工場長をメンバーとする経営会議を毎月開催し、業務上の重要事項を協議するとともに経営方針ならびに取締役会決定事項の迅速なる徹底を図っております。

- ⑥ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、業務遂行に当たりその全員が法令を遵守し、業務を適正に遂行される体制を構築するために、取締役会規程、就業規則、職務分掌規程など関連する規程を遵守し業務遂行に努めております。

また、法令・定款や経営方針を遵守した業務遂行を図るよう研修等を通じ指導するとともに、コンプライアンス違反行為については、組織を通じ適切に担当部署に通報される体制を確保しております。

- ⑦ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(イ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営については定期的に業務報告を受け、重要な経営事項の決定にあたっては、事前に協議決定することとしております。

- (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の子会社の事業の推進に伴って生じうるリスクは、当社の担当部署において詳細に把握・分析し、対応策の検討を行い、稟議または当社の取締役会や経営会議において審議の上決定しております。

当社の子会社の経営上の問題、利益計画進捗上の問題、海外取引に係わる問題等については当社の各担当部署が実務を担い、当社の月次の経営会議に報告しグループ管理を行っております。

当社の子会社における製品品質に係わるリスクについては、当社の品質保証システムにおける「品質マニュアル」を準用しております。

- (ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ総会議を定期的に開催し、当社グループ全体としての課題の共有化と収益向上のため連携を強化しております。

- (ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の子会社に対し当社の役員または使用人を取締役または監査役として派遣し、それらの業務運営を定期的に監督することとしております。

- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現時点では監査役の職務を補助すべき専任の使用人は設置しておりませんが、本社管理部門における担当部門が対応しております。

監査役の業務を補助するための使用人を置く場合は、監査役会の意見を尊重した上で行き、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとしております。また、当該使用人は補助にあたっては取締役をはじめ組織上の上長等の指揮命令は受けず、監査役の指揮命令に従うものとしております。

- ⑨ 当社及び子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社の監査役は、当社取締役会や経営会議をはじめ重要な会議へ出席するとともに、定期的な業務監査を通じ当社の取締役および使用人から適宜報告を受け、職務執行状況を十分監視できる体制としております。

また、当社の子会社の取締役等および使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行い、法令等の違反行為等、当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行うものとしております。

- ⑩ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役または監査役会へ報告を行った当社グループの取締役等および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等および使用人に周知徹底するものとしております。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、コンプライアンスと内部統制の充実強化を図るため、代表取締役と定期的な意見交換の場を持つこととしております。

また、効率的な監査を行うため、会計監査人および本社担当部門等と定期的に協議および意見交換を行うとともに、監査計画に基づく各部門の監査を通じ必要に応じ指摘・助言を行っております。これらを受け、管理部門における担当が社内各部門に対して業務改善に向けた助言・勧告を行うこととしております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

当社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは一切の関係を持たず、法務担当部門が警察、弁護士等の専門機関と連携のうえ、毅然とした姿勢で対応しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,272	流動負債	3,681
現金及び預金	1,783	支払手形及び買掛金	628
受取手形及び売掛金	1,320	短期借入金	2,687
電子記録債権	295	リース債務	9
製 品	178	未払法人税等	37
仕 掛 品	351	賞与引当金	69
原材料及び貯蔵品	307	そ の 他	249
繰延税金資産	12	固定負債	1,200
そ の 他	25	転換社債型新株予約権付社債	200
貸倒引当金	△1	長期借入金	16
固定資産	1,859	リース債務	21
有形固定資産	1,359	繰延税金負債	17
建物及び構築物	600	退職給付に係る負債	895
機械装置及び運搬具	268	役員退職慰労引当金	28
土 地	443	環境対策引当金	20
リース資産	25	負債合計	4,882
そ の 他	20	(純資産の部)	
無形固定資産	9	株主資本	1,326
投資その他の資産	490	資 本 金	700
投資有価証券	397	資本剰余金	394
繰延税金資産	34	利益剰余金	235
そ の 他	70	自 己 株 式	△3
貸倒引当金	△12	その他の包括利益累計額	△78
		その他有価証券評価差額金	48
		為替換算調整勘定	36
		退職給付に係る調整累計額	△164
		非支配株主持分	2
		純資産合計	1,249
資産合計	6,132	負債及び純資産合計	6,132

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		4,910
売上原価		3,621
売上総利益		1,288
販売費及び一般管理費		1,026
営業利益		262
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	5	
持分法による投資利益	7	
固定資産賃貸収入	6	
その他の	26	51
営業外費用		
支払利息	71	
株式交付費	24	
社債発行費	14	
その他	18	129
経常利益		184
特別損失		
投資有価証券評価損	1	1
税金等調整前当期純利益		183
法人税、住民税及び事業税	44	
法人税等調整額	△1	43
当期純利益		140
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		139

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書 （平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	500	194	95	△3	786
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	200	200			400
親会社株主に帰属 する当期純利益			139		139
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	200	200	139	△0	539
当 期 末 残 高	700	394	235	△3	1,326

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	98	56	△84	70	1	858
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行				—		400
親会社株主に帰属 する当期純利益				—		139
自己株式の取得				—		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△49	△19	△79	△148	0	△148
当 期 変 動 額 合 計	△49	△19	△79	△148	0	391
当 期 末 残 高	48	36	△164	△78	2	1,249

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社トオハ、熱研工業株式会社、東洋緑化株式会社、上海東優刃物国際貿易有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称 東洋鋼業株式会社

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

東洋鋼業株式会社の決算日は連結決算日と異なりますが、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品および仕掛品……主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(ハ)役員退職慰労引当金……一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(ニ)環境対策引当金……「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ)繰延資産の処理方法

株式交付費および社債発行費は、発生時に全額費用処理しております。

(ロ)退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ハ)重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

一部の連結子会社において完成工事高および完成工事原価の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用することとしております。

(ニ)消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度より適用し、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが生じた場合に、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

2. 遡及適用しなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）および事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

なお、当連結会計年度において、連結計算書類および1株当たり情報に与える影響額はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	571百万円
機械装置及び運搬具	241百万円
土地	340百万円
計	<u>1,152百万円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	10百万円
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	<u>2,350百万円</u>
計	<u>2,360百万円</u>

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	5,436百万円
----------------	----------

(3) 受取手形割引高 140百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高 24百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位 株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	10,000,000	577,300	△9,000,000	1,577,300

- (注) 1. 平成28年3月31日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数が577,300株増加しております。
2. 平成27年10月1日付にて行った普通株式10株を1株とする株式併合により、発行済株式の総数が9,000,000株減少しております。

2. 自己株式に関する事項

(単位 株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	21,734	301	△19,807	2,228

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加301株は、単元未満株式の買取によるものです。
2. 平成27年10月1日付にて行った普通株式10株を1株とする株式併合により、自己株式が19,807株減少しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入および転換社債型新株予約権付社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権にかかる顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、転換社債型新株予約権付社債の使途は設備投資資金および生産システム構築等であります。資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）は、管理部が適時に資金繰計画を作成更新することにより、管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,783	1,783	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,320	1,320	—
(3) 電子記録債権	295	295	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	177	177	—
(5) 支払手形及び買掛金	(628)	(628)	—
(6) 短期借入金	(293)	(293)	—
(7) 転換社債型新株予約権付社債	(200)	(200)	—
(8) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(2,410)	(2,410)	△0

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券
これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。
- (5) 支払手形及び買掛金、ならびに(6) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 転換社債型新株予約権付社債
発行日が当期の連結決算日と同一であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 長期借入金（1年内返済予定を含む）
これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額220百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 792円05銭 |
| (2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 139円97銭 |

(注) 平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

東洋刃物株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 草野和彦 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小池伸城 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋刃物株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋刃物株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、管理部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び管理部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月30日

東洋刃物株式会社 監査役会

常勤監査役 金野進勉 ㊞

監査役 鎌田宏 ㊞

監査役 木田恭弘 ㊞

(注) 監査役鎌田宏及び監査役木田恭弘は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,767	流動負債	3,522
現金及び預金	1,465	支払手形	299
受取手形	246	買掛金	279
電子記録債権	295	短期借入金	287
売掛金	972	1年内返済予定の長期借入金	2,385
製品	140	リース債務	6
仕掛品	328	未払金	3
原材料及び貯蔵品	296	未払費用	119
前払費用	15	未払法人税等	20
その他	7	前受金	32
貸倒引当金	△0	預り金	1
固定資産	1,589	賞与引当金	48
有形固定資産	1,200	従業員預り金	4
建物	552	設備関係支払手形	13
構築物	15	その他	21
機械及び装置	241	固定負債	934
車両運搬具	0	転換社債型新株予約権付社債	200
工具器具及び備品	17	リース債務	13
土地	356	繰延税金負債	13
リース資産	17	退職給付引当金	686
無形固定資産	6	環境対策引当金	20
ソフトウェア	0	負債合計	4,456
電話加入権	5	(純資産の部)	
投資その他の資産	381	株主資本	851
投資有価証券	215	資本金	700
関係会社株式	98	資本剰余金	394
出資金	1	資本準備金	394
関係会社出資金	21	利益剰余金	△239
関係会社長期貸付金	2	利益準備金	85
従業員長期貸付金	8	その他利益剰余金	△325
破産更生債権等	12	繰越利益剰余金	△325
長期前払費用	7	自己株式	△3
その他	27	評価・換算差額等	48
貸倒引当金	△12	その他有価証券評価差額金	48
資産合計	5,356	純資産合計	899
		負債及び純資産合計	5,356

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		4,308
売上原価		3,276
売上総利益		1,032
販売費及び一般管理費		816
営業利益		216
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	29	
固定資産賃貸収入	9	
その他の	19	59
営業外費用		
支払利息	70	
株式交付費	24	
社債発行費	14	
その他の	17	126
経常利益		148
特別損失		
投資有価証券評価損	1	1
税引前当期純利益		147
法人税、住民税及び事業税	24	24
当期純利益		122

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書 （平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）

(単位 百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	500	194	194
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	200	200	200
当 期 純 利 益			—
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—
当 期 変 動 額 合 計	200	200	200
当 期 末 残 高	700	394	394

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
		繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	85	△447	△361	△3	328
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行			—		400
当 期 純 利 益		122	122		122
自己株式の取得			—	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	122	122	△0	522
当 期 末 残 高	85	△325	△239	△3	851

(単位 百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	98	98	426
当期変動額			
新株の発行		—	400
当期純利益		—	122
自己株式の取得		—	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△49	△49	△49
当期変動額合計	△49	△49	472
当期末残高	48	48	899

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
 - 其他有価証券
 時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの……移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
 - 製品および仕掛品……主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法
 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。
 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 なお、リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見積額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費および社債発行費は、発生時に全額費用処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

2. 遡及適用しなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）および事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

なお、当事業年度において、計算書類および1株当たり情報に与える影響額はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	48百万円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	2百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	46百万円
(4) 関係会社に対する長期金銭債務	200百万円
(5) 有形固定資産の減価償却累計額	4,767百万円
(6) 担保に供している資産および担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物	550百万円
構築物	15百万円
機械及び装置	240百万円
車両運搬具	0百万円
土地	279百万円
計	<u>1,086百万円</u>
② 担保に係る債務	
短期借入金	10百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,345百万円
計	<u>2,355百万円</u>
(7) 受取手形割引高	140百万円
(8) 受取手形裏書譲渡高	24百万円
(9) 保証債務	
次の子会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
熱研工業株式会社	26百万円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社に対する売上高	101百万円
(2) 関係会社からの仕入高	434百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	31百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数
普通株式 2,228株

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

たな卸資産評価損	27百万円
賞与引当金	14百万円
その他	1百万円
小計	44百万円
評価性引当額	△44百万円
合計	—

繰延税金資産（固定）

税務上の繰越欠損金	306百万円
退職給付引当金	192百万円
投資有価証券評価損	26百万円
減損損失	25百万円
貸倒引当金	3百万円
その他	9百万円
小計	564百万円
評価性引当額	△564百万円
合計	—

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	△13百万円
繰延税金負債（固定）純額	△13百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年3月29日、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、当事業年度末の一時差異のうち、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を31.71%から30.27%に変更しております。また、平成30年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.04%に変更しております。

この変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	地域中核企業活 性化投資事業有 限責任組合	(被所有) 36.65%	役員兼任	新株の発行	400	—	—
				転換社債型新 株予約権付社 債の発行	200	転換社債型 新株予約権 付社債	200

- (注) 1. 記載金額の取引金額および期末残高には消費税等が含まれておりません。
 2. 第三者割当増資の発行条件は当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。
 3. 転換社債型新株予約権付社債の発行価額は第三者機関より算定された価格を基礎とし、また、転換価額は当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位 百万円)

属性	氏名	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	鎌田宏	(被所有) 直接 3.14%	㈱七十七銀行 は資金借入先	資金の借入	—	短期借入金	130
						1年内返済 予定の長期 借入金	881
				借入による 利息の支払	25	前払費用	2
				手形の割引	228	—	—

- (注) 1. 鎌田宏氏は、株式会社七十七銀行の代表取締役会長であります。
 2. 記載金額の取引金額および期末残高には消費税等が含まれておりません。
 3. 各取引は会社の代表者として行った取引であり、一般的な取引条件によっております。
 4. 短期借入金残高のうち10百万円と、1年内返済予定の長期借入金残高881百万円に対し、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具および土地の合計で1,086百万円の担保を提供しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 571円29銭
 (2) 1株当たり当期純利益 122円35銭

- (注) 平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

東洋刃物株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草野和彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小池伸城 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋刃物株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上
以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当事業年度末時点での繰越利益剰余金は325,054,097円の欠損が生じております。つきましては、繰越利益剰余金の欠損を解消し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

なお、本件は「純資産の部」の勘定の振り替えによるものであるため、純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではございません。また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

2. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、資本金及び資本準備金についてはその他資本剰余金に、また、利益準備金については繰越利益剰余金に、それぞれ減少する全額を振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金、資本準備金及び利益準備金の額

- ・ 資本金の額700,034,450円を200,034,450円減少して、500,000,000円とします。
- ・ 資本準備金の額394,221,598円を200,034,450円減少して、194,187,148円とします。
- ・ 利益準備金の額85,400,000円を全額減少して、0円とします。

(2) 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金、資本準備金及び利益準備金の額のみを減少いたします。

資本金の減少額200,034,450円及び資本準備金の減少額200,034,450円は、全額その他資本剰余金に振り替え、利益準備金の減少額85,400,000円は、全額取り崩し繰越利益剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の要領

上記2. による利益準備金の繰越利益剰余金への振り替えの結果、繰越利益剰余金は239,654,097円の欠損となりますので、会社法第452条の規定に基づき、上記1. による資本金及び資本準備金の額の減少によって増加するその他資本剰余金の一部239,654,097円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を補填するものであります。これにより、繰越利益剰余金は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその金額

その他資本剰余金	239,654,097円
----------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金	239,654,097円
---------	--------------

(3) 処分後の剰余金の項目及びその残高

その他資本剰余金	160,414,803円
----------	--------------

繰越利益剰余金	0円
---------	----

4. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する日程

(1) 債権者異議申述公告	平成28年5月27日
---------------	------------

(2) 債権者異議申述最終期日	平成28年6月27日
-----------------	------------

(3) 効力発生日	平成28年6月30日
-----------	------------

第2号議案 定款一部変更（本店所在地に関するもの）の件

1. 提案の理由

平成28年10月10日をもって当社の本店所在地である黒川郡富谷町が富谷市となる見込みであることから、現行定款第3条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、上記市制移行が正式に宮城県議会において可決されることを条件とし、市制移行日（平成28年10月10日（予定）。宮城県議会において決定された移行日とします。）をもって効力が発生するものいたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第3条（本店の所在地） 当社は、本店を宮城県 <u>黒川郡富谷町</u> に置く。	第1章 総 則 第3条（本店の所在地） 当社は、本店を宮城県 <u>富谷市</u> に置く。

第3号議案 定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件

1. 提案の理由

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条第2項（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）を削除し、あわせて現行定款第48条（剰余金の配当）および第49条（中間配当）の削除ならびに変更案第44条（剰余金の配当の基準日）の新設を行うものであります。

(4) 1単元（100株）に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主の皆様のご便宜を図るため、変更案第8条（単元未満株式についての権利）および第9条（単元未満株式の買増し）を新設し、単元未満株式を所有されている場合に、所有株式が1単元になるよう、当社に対し、不足する数の株式を売り渡す請求を行うことができる制度を導入するものであります。

(5) 剰余金の配当金について、未払のものには利息をつけないこととするものであります。

(6) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(新設)	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。
第4条 (条文省略)	1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第2章 株 式	第5条 (現行どおり)
第5条 (条文省略)	第2章 株 式
第6条 (自己の株式の取得)	第6条 (現行どおり)
当社は、会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議によって 市場取引等により、自己の株式を取得 することができる。	(削除)
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役会の設置) 当社は、取締役会を置く。</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第8条 (单元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>第9条 (单元未満株式の買増し) 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (削除)</p> <p>第20条 (員数) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、12名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（選任方法） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3.（条文省略） （新設）</p> <p>第21条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設）</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第21条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条（任期） 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (代表取締役、役付取締役および相談役) 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役相談役若干名を選定することができる。</p>	<p>第23条 (代表取締役、役付取締役および相談役) 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役相談役若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) (条文省略) 2. (条文省略) (新設)</p>	<p>第24条 (取締役会の招集権者および議長) (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第27条（取締役会の決議の省略） 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第28条（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p>第29条（報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第30条（現行どおり）</p> <p>第31条（報酬等） 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条 (監査役および監査役会の設置) <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第32条 (員数) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第33条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第32条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第34条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第39条 (監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>第40条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第41条 (監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p><u>第33条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第34条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>第35条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第36条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第42条 (会計監査人の設置)</u> 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p> <p>第45条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>第48条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>第49条 (中間配当) 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p><u>第37条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 (削除)</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第42条 (現行どおり) (削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>第43条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第44条 (剰余金の配当の基準日)</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第<u>50条 (剰余金の配当金の除斥期間)</u> <u>剰余金の配当金 (中間配当金を含む。)</u> は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p><u>第45条 (剰余金の配当金の除斥期間等)</u> <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 未払の配当金には、利息をつけないものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役7名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制を強化するため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たかはし まこと 高橋 允 昭和22年7月25日生	昭和45年4月 当社入社 平成11年5月 当社管理部長代理 平成13年6月 当社取締役管理部長 平成17年5月 東洋緑化株式会社取締役 平成17年6月 当社常務取締役管理部長 平成19年5月 東洋緑化株式会社代表取締役社長 平成21年6月 当社専務取締役 平成23年7月 当社代表取締役専務取締役 平成25年5月 東洋緑化株式会社代表取締役会長（現任） 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 東洋緑化株式会社代表取締役会長	8,300株

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	わたなべ しゅういち 渡 辺 修 一 昭和21年9月6日生	昭和43年 4月 当社入社 平成11年 5月 当社製造部多賀城工場長 平成15年 6月 当社取締役製造部多賀城工 場長 平成19年 6月 当社取締役製造部長 平成19年11月 東洋鋼業株式会社理事 (現任) 平成21年 6月 当社常務取締役製造部長兼 技術部長 平成26年 4月 当社常務取締役製造部長 (製造担当) (現任)	4,400株
3	あがつま まさひと 我 妻 正 仁 昭和23年9月18日生	昭和46年 4月 当社入社 平成11年10月 当社貿易部長代理 平成17年 6月 当社取締役貿易部長 平成19年 8月 上海東優刃物国際貿易有限 公司董事長 (現任) 平成23年 7月 当社執行役員貿易部長 平成24年 4月 当社執行役員営業部長 平成24年 5月 熱研工業株式会社代表取締 役社長 (現任) 平成25年 6月 当社常務取締役(営業担当) (現任) (重要な兼職の状況) 熱研工業株式会社代表取締役社長 上海東優刃物国際貿易有限公司董事長	4,600株
4	せい の よしあき 清 野 芳 彰 昭和25年4月12日生	昭和44年 4月 当社入社 平成13年10月 当社管理部経理課長 平成17年10月 当社管理部長代理 平成21年 6月 当社取締役管理部長 平成23年 7月 当社執行役員管理部長 平成25年 6月 当社常務取締役(本社担当) (現任)	1,700株

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
5	はやかわ じろう 早川 二郎 昭和9年9月20日生	昭和45年11月 株式会社仙台放送取締役 昭和59年6月 同社代表取締役副社長 平成元年6月 同社代表取締役社長 平成5年6月 当社取締役（現任） 平成7年6月 株式会社仙台放送代表取締役 役会長 平成13年6月 同社取締役相談役 平成15年6月 同社名誉顧問	10,000株
6	まえだ しんや 前田 晋也 昭和30年5月30日生	昭和55年4月 当社入社 平成12年10月 当社貿易部ジャカルタ駐在 事務所長 平成17年10月 当社営業部東京営業所営業 第二課長 平成21年4月 当社営業部名古屋営業所長 平成21年10月 当社営業部長代理兼名古屋 営業所長 平成23年7月 当社営業部次長兼東京営業 所長 平成25年6月 当社執行役員営業部長 平成27年6月 当社取締役営業部長 （現任）	600株
7	くぼ まさよし 久保 雅義 昭和32年2月22日生	昭和55年4月 当社入社 平成11年10月 当社貿易部シンガポール駐 在事務所長 平成15年10月 当社貿易部第二課長 平成19年10月 当社貿易部長代理 平成24年1月 当社管理部長代理 平成25年6月 当社執行役員管理部長 平成27年6月 当社取締役管理部長 （現任）	800株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
8	はやし あきひろ ※ 林 昭洋 昭和56年3月27日生	平成15年 4月 American Home Assurance Company, Inc. 日本支店入社 平成25年 3月 監査法人よつば総合事務所 執行役員バンコク支店長 平成26年 9月 株式会社地域経済活性化支援機構入社 平成27年 4月 REVICパートナーズ株式会社 出向（現任） 平成28年 1月 株式会社地域経済活性化支援機構 シニア・マネージャー（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社地域経済活性化支援機構 シニア・マネージャー REVICパートナーズ株式会社	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 早川二郎、林昭洋の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は早川二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- (1) 早川二郎氏を社外取締役候補者にした理由は、長年にわたり株式会社仙台放送の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
- なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって23年となります。
- 林昭洋氏を社外取締役候補者にした理由は、金融や財務についての専門的な知識および豊富な経験を有しており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督に充分な役割を期待したためであります。
- (2) 早川二郎、林昭洋の両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けたこともありません。
- (3) 早川二郎、林昭洋の両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第3号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	こんのぶかつ 金野進勉 昭和23年3月29日生	昭和46年4月 当社入社 平成19年4月 当社営業部次長兼東京営業所長 平成19年5月 熱研工業株式会社取締役 平成19年6月 当社取締役営業部次長兼東京営業所長 平成21年4月 当社取締役開発担当部長 平成23年5月 熱研工業株式会社監査役（現任） 平成23年7月 当社常勤監査役（現任）	2,200株
2	かまたひろし 鎌田宏 昭和16年4月11日生	昭和40年4月 株式会社七十七銀行入行 平成5年6月 同行取締役企画部長 平成9年6月 同行常務取締役 平成13年6月 同行専務取締役 平成14年6月 同行代表取締役副頭取 平成17年6月 同行代表取締役頭取 平成20年6月 当社監査役（現任） 平成22年6月 株式会社七十七銀行代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社七十七銀行代表取締役会長 株式会社仙台放送社外取締役	一株

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	木田 恭弘 昭和17年10月25日生	昭和41年 4月 株式会社常陽銀行入行 平成13年 6月 同行常務取締役（ほくとう 事業部長） 平成15年 6月 常陽コンピューターサービ ス株式会社代表取締役社長 平成17年 6月 株式会社常陽リース代表取 締役社長 平成19年 6月 同社相談役 平成26年 6月 当社監査役（現任）	一株
4	※中桐 悟 昭和47年7月1日生	平成7年 4月 オリックス株式会社入社 平成15年 6月 株式会社産業再生機構入社 平成17年 4月 株式会社ミヤノ（現シズ ンマシナリー株式会社）取 締役副社長 平成18年 4月 同社代表取締役副社長 平成21年 11月 株式会社企業再生支援機構 （現株式会社地域経済活性 化支援機構）マネージン グ・ディレクター（現任） 平成23年 2月 株式会社富士テクニカ宮津 取締役 平成23年 8月 株式会社アーク取締役副社 長 平成27年 3月 R E V I C パートナース株 式会社代表取締役社長（現 任） （重要な兼職の状況） 株式会社地域経済活性化支援機構マネージン グ・ディレクター R E V I C パートナース株式会社代表取締役 社長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 鎌田宏、木田恭弘、中桐悟の各氏は社外監査等委員候補者であります。
4. 社外監査等委員候補者の選任理由および独立性について
(1) 鎌田宏、木田恭弘の両氏を社外監査等委員候補者とした理由は、主に金融面における豊富な専門知識と実務経験を有していることから、当社の社外監査等委員に適任であり、当社の社外監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

中桐悟氏を社外監査等委員候補者とした理由は、事業運営に携わってこられた豊富な経験を有していることから、当社の監査業務をより充実させることができるかと判断したためであります。

- (2) 鎌田宏、木田恭弘、中桐悟の各氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- (3) 鎌田宏、木田恭弘、中桐悟の各氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第130期定時株主総会において年額1億500万円以内（うち社外取締役分は年額100万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、第3号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億500万円以内（うち社外取締役分は年額100万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第3号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第3号議案および第5号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会

社移行その他に関するもの) の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号
パレス宮城野2階 はぎの間
電 話 (022) 265-2223(代)

